

職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員のサービスの宣誓に関する規程の一部を改正する訓令

職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和 26 年岩手県訓令乙第 6 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(上級の公務員)</p> <p>第 2 条 職員のサービスの宣誓に関する条例第 2 条の任命権者の定める上級の公務員とは、次の各号において欄の左欄に掲げる職にある者については、それぞれ右欄に掲げる職にある者をいう。</p> <p>(1) 本庁勤務職員（総合政策室長、部長、局長、室長及び総括課長並びにこれらに準ずるものを除く。）</p> <p>職務の級 <u>4 級</u>以上の者 [略]</p> <p>職務の級 <u>3 級</u>以下の者 [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p>(上級の公務員)</p> <p>第 2 条 職員のサービスの宣誓に関する条例第 2 条の任命権者の定める上級の公務員とは、次の各号において欄の左欄に掲げる職にある者については、それぞれ右欄に掲げる職にある者をいう。</p> <p>(1) 本庁勤務職員（総合政策室長、部長、局長、室長及び総括課長並びにこれらに準ずるものを除く。）</p> <p>職務の級 <u>3 級</u>以上の者 [略]</p> <p>職務の級 <u>2 級</u>以下の者 [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。